

建設工事入札における最低制限価格等について

三次市では、一般競争入札において、次のように定めています。

原則、予定価格は事前公表、最低制限価格又は調査基準価格は、落札者が決定した場合に事後公表としています。

1 最低制限価格について

- ・対象工事は予定価格が税込1億円未満の建設工事としています。
- ・最低制限価格の算定方法は、予定価格（消費税および地方消費税を除く）に0.90を乗じた額（千円未満切り捨て）としています。

2 低入札価格調査対象工事について

- ・対象工事は予定価格が税込1億円以上の建設工事とし、予定価格の2/3～8.5/10の範囲内で調査基準価格を定めます。計算式は公表していません。
- ・調査基準価格を下回っても、市の調査の結果、市の求める品質等を満足すると判断されれば最も安価な価格で入札した業者と契約します。なお、数値的失格基準はありません。
- ・平成23年5月12日以降公告分から予定価格が税込1億5千万円以上の建設工事については、試行的に予定価格を事後公表としています。

3 共同企業体について

- ・結成等の基準については、案件ごとに入札公告内で条件等を記述しております。